台湾の取調べ法制運用の動向と展望

林 裕 順*

- I はじめに
- Ⅱ 台湾における取調べに関する判例・裁判例の検討
- Ⅲ 台湾における取調べ法制の問題点
- Ⅳ 台湾における取調べ法制の到達点
- V おわりに

I はじめに

犯罪捜査の段階における被疑者が警察・検察機関から取調べを受けることは、個人と国家が争いインタラクティブに対峙攻防する一場面であり、また、憲法上国民の権利が国家権力と互いに対抗し緊張矛盾する重要な局面でもある。被疑者は、国家に問い質され不利な地位におかれ、また人身の自由が制限されることにより十分な主張もできず、自ら有利な証拠を収集して事案について弁明することが困難である。もし、事件の解明に関する情報が歪んでしまったら、後に続く国家の公訴権、刑罰権の発動の公平性や正当性にも影響が及ぶり。台湾刑事訴訟法における取調べの法規制は、主に世論の注目を集めた人権侵害事件や、刑事手続きに関する違憲判決などに対処したりするために、一時的にその反発を収め、また分断的にその場しのぎの論拠で法改正を進めてきた。法改正は常に、被疑者・被告人の供述を獲得することを規制しようとしてはいるが、統一した立法論理が考えられていたとはいい難い2)。

[『]一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科) 第 15 巻第 2 号 2016 年 7 月 ISSN 1347 - 0388 ※ 中央警察大学刑事系教授、科学実験室主任

後藤昭、上口裕、安富潔、渡邊修『刑事訴訟法』4 版、2006 年、有斐閣、97 頁。

(92) 一橋法学 第15巻 第2号 2016年7月

主な例としては、(1) 1982年の取調べにおける拷問等による自白の獲得を避 けるため、初めて捜査段階において被疑者に弁護人選任権を認めた法改正(台湾 刑訴法27条、以下は特に断らない限り、台湾法の条文を指す)、取調べにおける 弁護人の立会権の保障(刑訴法245条)、(2)1997年の改正で初めて確立された、 勾留における令状主義と黙秘権告知の保障(刑訴法95条)、取調べにおける録 音・録画(刑訴法100条の1)、夜間取調べの禁止(刑訴法100条の3)、(3) 2003年の当事者主義構造の確立に伴う、公判における国選弁護の拡充による経 済的弱者等の保護(刑訴法 31条)、黙秘権告知・夜間取調べ禁止に違反した場合 の違法収集自白の排除(刑訴法158条の2)、(4)2010年の被疑者の弁護権の保 **障による、立会人のなき弁護人との接見交通権の充実(刑訴法34条)、(5)2013** 年の原住民の権利保障にともなう権利告知の強化(刑訴法 95条 2項)、捜査段階 の国選弁護の拡充(刑訴法31条5項)があげられる。日本では、取調べ受忍義 務を否定する立場から、被疑者の黙秘権や弁護権等の「憲法的刑事訴訟」を打ち 立てることを試みる論理が唱えられているが、その一方で、台湾では、捜査実務 の実践は、「憲法的刑事訴訟」の論理に欠け、裁判所の判決は、ケースバイケー スで解決しようとしている3)。本稿は、台湾を代表する判例をあげて、問題点を 明らかにし、また、現行の取調べ法に関する条文上の盲点を検証した上で、「適 正手続の保障(due process of law)」を再定位することにより、「他山の石」と して日本の法制および実務の運用に資することとしたい。

Ⅱ 台湾における取調べに関する判例・裁判例の検討

刑事手続上の黙秘権、弁護権の保障は、消極的防禦権の典型であるだけではな く、積極的防禦権の効用を含む4)。以下では、実務に関連する台湾の判決を分析、

²⁾ 日本の場合は起訴前と起訴後で被疑者と被告人の呼び名が変わるが、台湾では、被疑者と被告人は、検察官に送致される前か後かによって区別されることとなっている。本文は台湾の条文、判決用語に従うため、被疑者・被告人を使い分けないことにする。

³⁾ 後藤昭「取調べ受忍義務否定論の展開」同『捜査法の論理』岩波書店、2001.03、151-153頁。村岡啓一「憲法的刑事訴訟論」村井敏邦、川崎英明、白取祐司編『刑事司法改革と刑事訴訟法・上巻』日本評論社、2007.05、29頁以下。

評釈して、それによって台湾の取調べ法制実務の現状について検討したい。

1. 取調べにおける権利告知に関する事件

(1) 争点事実

Aは、某日午後、警察によって逮捕された後に、18 時 40 分に警察署で取調べを受けた。弁護人選任権の告知を経て、Aが依頼した弁護人がすでに現場に到着したが、警察は深夜の1 時をすぎても、取調べを始めない。だが弁護人が警察署を離れてしばらく後、警察は Aの同意を得て深夜 2 時頃取調べを開始した。その間、弁護人の立会いはなかった。本事案においては、Aの弁護人の立会いがない中でとられた Aの不利益供述の証拠能力の有無が裁判所で争われた。

(2) 判決要旨

「被疑者及び被告人を逮捕した場合、直ちに取調べをしなければならないと刑事訴訟法第93条第1項に明文の規定がある。また、検察事務官、司法警察官、司法警察から取調べを受ける際に、被疑者あるいは被告人に対する弁護人選任権の告知に違反すると、被疑者及び被告人の自白その他不利益陳述は証拠とはならないと規定する。但し、悪意をもって違反したということが証明できないとき、また、自白や陳述が自由意思のもとでなされたときは、この限りではない。刑事訴訟法第95条の3号、第158条の2第2項にもまた明文の規定がある」。「それゆえ、司法警察(官)は被疑者及び被告人から弁護人選任の表明を受けたら、弁護人の到着を待ってから取調べをし、理由なく引き延ばしを行うべきではない。本件で司法警察(官)が、被疑者が弁護人を選任した後、弁護人の到着を待ったものの、直ちに取調べするとの規定を遵守せず、弁護人が去った後に初めて取調べを開始したとすると、被疑者と弁護人との間で、援助・防禦権の行使についての相談が十分になされたとは解されない。これは取調べを行うまえに弁護人選任権の告知がなされなかったことよりも一層深刻である。また、明らかに司法警察(官)は意図的に行っており、悪意にもとづくものであると認められる。これに

⁴⁾ 田口守一『刑事訴訟法』弘文堂、2009.5、124-125頁。

(94) 一橋法学 第15巻 第2号 2016年7月

より、司法警察(官)が刑事訴訟法第93条第1項における直ちに取調べを行うとの規定に違反するときは、それによって得た被疑者及び被告人の不利益供述の証拠は、証拠能力があるとは認めがたい」50。

(3) 検討解説

現行刑事訴訟法第95条第1項、第158条の2第2項は、検察事務官、司法警 察(官)が逮捕、拘束した被疑者及び被告人を取り調べるときに、弁護人選任権 の告知を怠り規定に反するときは、それによって得た被疑者及び被告人の自白及 びその他不利益陳述は証拠とされないと規定している。本事例においては、警察 はすでに権利の告知を行い、選任された弁護人も取調べの場に立ち会うことは可 能であったため、先に述べた法律の条文が適用される場合には該当しないと思わ れるかもしれない。しかし、取調べ室は捜査官が取調べの本領を最も発揮する空 間舞台であり、取調官が上級官の指揮を受けて、心を通わせる状況の中で、被疑 者の取調べを行う。また、取調官は、自ら時間や環境を選んで被疑者の取調べを 行うことができる。さらに、捜査機関は取調べ空間及び取調べを支配するテクニ ックを有しており、供述者は自己の権利を保障するうえで不利な地位におかれて いる6)。同時に、心理面においても、被疑者が逮捕され身柄を拘束され、自由が 制限され圧力のかかった状況下で、日常の心理状態を維持することは難しい。 往々にして、目の前のことから逃げ出したいという気持ちから、加えてしだいに 刑罰が科されるだろうという喪失感も生じ、それらによって虚偽自白をする状況 に陥る7)。

以上により、「権利告知」の重要性は言うまでもない。アメリカのミランダ判決によって明確に示されているとおり、告知は、黙秘権を行使するか否かの判断において、重要な第一の要素となる。そして、さらに重要なことは、権利の告知(警告)は、また、取調べによって生み出される空間的圧力を払拭するうえで、

⁵⁾ 台湾最高裁 2009 年台上字第 4209 号判決。

⁶⁾ 小坂井久「黙秘権をめぐって」柳沼八郎・若松芳也編『新接見交通権の現代的課題 — 最高裁判決を超えて』日本評論社、2001.10、71-72 頁。

⁷⁾ 浜田寿美男『自白の心理学』岩波書店、2001年、93頁以下。

絶対必要な条件だということである。なぜなら、知識水準が低い者、無知の者だけでなく、普通の人も、明示若しくは黙示の承諾がないまま自白を得るまで取調べが続けられると感じさせられたり、犯罪を疑われ黙秘を続けるものは非難に値すべきと告げられ、あるいは陪審員が黙秘権を行使したことを知ったら心証に悪影響が及ぶと告げられたりするからである。もう一つは、関連する権利を行使する状況において、告知(警告)は被取調べ者のみならず取調官にも効果を及ぼす。したがって、被告人が権利の告知(警告)を受けていないときは、自己に関するあらゆる権利を知らないということである。むろん、年齢、教育程度、能力あるいは過去の経験等、様々な要素から被告人の知識水準は判断されるのであり、決めつけることはできない。しかし、権利告知(警告)が重要であることは、疑問の余地もない事実である。もっとも重要なことは、取調べを受ける側の背景にかかわらず、取調べ時の権利告知(警告)とは、事実を確実に伝達することにより、取調べの圧力をなくし、適切に権利を行使することができるようにするためのものである、ということである8)。

換言すると、取調べにおける逮捕された者への「権利告知」制度の意義は、被疑者・被告人の防禦権の保障の「始まり」であるにとどまらず、国家の側における被疑者の権利を保障することについての「厳重な承諾」でもある。また、「個人的権利」の保護及び「国家権力」の規制の重要な宣言でもあり、よって捜査官と被疑者との関係の対等性を示したものである。これにより、本事案における捜査機関は、被疑者に対して、取調べ前に形式的には権利告知義務を履行しているものの、弁護人の取調べの場への立会いを形骸化することで、本判決の言うように「直ちに取り調べることとする」という文言に違反したばかりではなく(刑事訴訟法第93条第1項)、弁護人選任権の不告知が主観的悪意によってなされなかった否かの規準(刑事訴訟法第158条の2)にも違反している。最も重要なのは、本事案において不利益供述の証拠能力を否定した理由は、「権利告知」制度(刑事訴訟法第95条)の目的を弱め、憲法上の黙秘権や弁護権の保障の趣旨をも没却する、と解されるべき、という点である。蓋し、本件のように深夜2時頃に取

⁸⁾ Miranda v. Arizona, 384 U.S. at 468 (1966).

(96) 一橋法学 第15巻 第2号 2016年7月

調べを開始したわけではなく、夜8時、9時にも取調べを開始したが、もし司法警察(官)が明らかに弁護人が去った後を狙って取調べを開始したとすると、その場合、直ちに取り調べるという点では違法と言えないが、依然として「権利告知」制度を軽視しており、憲法上の黙秘権や弁護権の保障に違反すると思われるためである。

2. 取調べにおける弁護人立会いに関する事件

(1) 争点事実

弁護人 A が被告人の依頼を受けて司法警察の取調べに立ち会った際に、A は取調べ室内の片隅でメモをとっていた。取調べが終了したところ、被告人が供述録取書を閲覧する際に A は被告人の側に寄ったことから、司法警察 B が阻止しようと強制的に取調べ室外に出し、その後弁護人が立ち会うことを阻止した。争いの過程で、A は左上肢及び右上肢に傷害を負った。これにより、A は B に対して傷害罪及び強制罪で自訴した⁹。

(2) 判決要旨

「刑事訴訟法第245条第2項の規定において、弁護人は立会権及び意見を陳述する権利を有する。但し、弁護人が取調べ中に被疑者及び被告人が供述調書を閲覧することを援助できるかどうかについてはこの条文は規定していない。刑事訴訟法上明文の規定がないが、国家制定法上、取調べ中の弁護人の立会いを認めることには、二つの意味がある。一つは、被疑者及び被告人の人権の保障のためであり、被疑者又は被告人に対し捜査機関によって不正な方法で取調べが行われ供述を採取されないようにすることである。もう一つはここでいう不正な方法とは、拷問することを除いて、強制、拷問、脅迫、利益誘導、詐欺、疲労させる等の取調べによるものであるだけに、弁護人が立ち会って当事者の供述調書を閲覧するのを助け、録取されている記載内容に取調べの内容と食い違いがないかを点検できるので、将来的な争いが避けられる。また、刑事訴訟法第245条第1項の捜査

⁹⁾ 本件事案の経過については、以下を参照。https://www.youtube.com/watch?v=BryWd aiBank (2016,0228 最終閲覽)

非公開とは、捜査内容を対外的に公開せず、及び当事者以外の人の取調べの内容を当事者に公開しないことを意味する。弁護人が当事者の依頼のもとで立会い、 当事者が取調べられた内容については、非公開の範囲には属さない。よって、弁 護人が取調べにすでに立会い、取調べ中のすべての会話を聞き終えてその供述調 書を閲覧しても、それが捜査非公開の規定に違反する可能性はない」。

「捜査非公開の制限を受けて、台湾ではドイツ刑事訴訟法中にある弁護人の捜査段階中の閲覧権のごときはない。台湾では、弁護人が、捜査手続において、閲覧することができるのは、弁護人が立会いをした際の当事者の取調べ調書に限られ、その他には及ばない。供述調書を閲覧する目的は、調書に記載してある内容の真実性の確保であり、取調べ時の弁護人の立会いによって、取調べ過程においてデュー・プロセスの保障が確保され、消極的防禦権が行使されることになる。取調べ中に供述録取書の閲覧を助けるという積極的弁護権は、刑事訴訟法に明文の規定はないが、この権利は、弁護人の権利の一つであり、明文の規定はなくとも、当然の法理だと解されている」¹⁰⁾。但し、「本事案においては、弁護人が傷害を負って自訴したものであるが、上級公務員の命令による職務行為にあたり、刑法第21条第2項の規定により、違法性が阻却されて、傷害及び強制罪は成立しない」¹¹⁾。

(3) 検討解説

取調べ過程において弁護人が立会うことは、現行刑事訴訟法第245条1項の「捜査は非公開とする」及び第2項前段の「被疑者、被告人の弁護人は、検察官、検察事務官、司法警察、司法警察が被疑者、被告人を取調べる際に立会い、意見を陳述することができる」により規定されている。比較して、捜査段階における証拠収集保全の過程における「非」供述証拠の捜索・差押え(刑事訴訟法第150条第1項)の場合、また、捜査対象が被疑者・被告人「以外」の者の供述証拠を確保しようとする場合は「弁護人立会い」の適用はない。すなわち、台湾現行法において捜査段階における弁護人の立会いは限られており、捜査機関が被疑者・

^{10) 2009}年2月27日台北地方法院97年度自字第79号判决。

^{11) 2009} 年台北地方法院字上易字第801 号判決。

被告人から自白や不利益供述を得る取調べの場面に限られている。

アメリカの「ミランダ判決」は、取調べ段階における「黙秘権」の保障の貫徹のため、逮捕された被疑者の取調べ前の権利告知の内容として、「黙秘権があること」、「不利益陳述は法廷での証拠となること」、「弁護人に立会いを求めることができること」、「貧困等により弁護人をつけてもらうこと」を挙げる「2)。ここから、取調べ過程において「黙秘」あるいは「供述」のいずれかの権利を選択するためには、被疑者の自由が制限されている状況において、捜査官が関連する諸権利を告知するだけでは十分ではないことが分かる。あわせて、形式上、取調べ前の弁護人との法律相談は、密室の圧力のなかでの取調べの場面において功をなす。アメリカ合衆国憲法修正第5条の黙秘権の保障を貫徹するために、弁護人の役割は、取調べ前の法律相談にとどまらず、取調べ過程における立会いにも及ぶ「3)。同時に、被疑者が弁護人の立会いを求めたら、捜査機関は弁護人の立会い前に関連する取調べを止めて、弁護人が取調べに立会うことを強調することは、黙秘権の保障の重要な方法となる「4)。

アメリカ連邦最高裁のミランダ判決の論理は、弁護人立会いの規範化と黙秘権保障の重要性を打ち出している。しかし、台湾の現行法制上は前述したとおりであり、弁護人立会いの規範化の目的は供述獲得過程において有形力、暴力を抑止することである(刑事訴訟法第245条第2項)。「権利告知」は黙秘権と弁護権の保障と相互に関係しているものの(刑事訴訟法第95条)、あわせて「捜査非公開」(刑事訴訟法第245条第1項)とも関係しており、法律上、「弁護権」と「捜査の秘密」との利益衡量がなされる。よって、本事案における弁護人が供述調書を閲覧することができるか否かの問題は、警察・検察の取調べと弁護人の弁護の争いの氷山の一角に過ぎない。その他、取調べ中に弁護人が被疑者と事件、供述録取の内容について話し合うことができるか否か、被疑者に署名を拒否させたり、文面を付け加えさせたりすることが可能か否か、弁護人は取調べにおいて被疑者

¹²⁾ Miranda v. Arizona, 384 U.S. 436 (1966).

¹³⁾ Escobedo v. Illinois, 378 U.S. 478, 485.

¹⁴⁾ Edwards v. Arizona, 451 U.S. 477 (1981)。陳運財「日本と台湾における被疑者取調べの規制」比較法 38 号、2001.02、71 頁。

にとって有利な供述を録取するよう要求することができるか否か等、黙秘権、弁護権の保障の原点に戻って検討し、解決すべきであろう。したがって、本事案における取調べにおける弁護人の立会いについて、立ち会っている弁護人は供述調書を閲覧することができるが、被告人に関係する供述の任意性に疑義がなければ、立ち会っている弁護人にも署名を要求することが取調官には求められる、と筆者は考えている。それは、将来の公判において被告人の抗弁を避けるとともに、被告人の捜査段階での供述の翻しを避け、取調べ段階の供述調書の信用性を高める上でも有用だろう¹⁵⁾。

Ⅲ 台湾における取調べ法制の問題点

台湾の取調べ法制の改正は紆余曲折をたどってきた。人権侵害に対する批判的 世論を受け、その場しのぎのバランスを欠いた調整が行われた。また、官・民機 関の異なる政策的な要求から、全面的な改正に至らず、パッチワーク式の改正が 行われた。取調べ法制、実務運用を検討するうえでは、歴史的な検証から将来の より良い方向へ向かう可能性を模索することにより、これまでの事例ごとの解決 という間違った思考を改善できるであろう。

1. 黙秘権は「取調べに付属するもの」ではない

台湾の黙秘権、弁護権の権利告知(刑事訴訟法第95条)の規定は、「被告人の 訊問」(第9章)の節にあり、「被告人の召喚及び強制出頭」(第8章)と「被告 人の拘束」(第10章)の間におかれている。これは、被疑者・被告人の供述の取 得を意味し、相手方の「自由意思」を前提としないきらいがある。また「訊問」 という用語は、古代役所の判事の「糾問」を思い起こさせる。「訊」とのものは 虜囚をきびしく訊問する形の字であり、通常は「訊問」、「訊罪」、「訊究」などと して使われている。実は、古代中国の刑法史での訊問という文言は往々として、

¹⁵⁾ 台湾法務省は「檢察官辦理刑事案件應行注意事項」における関わる条文(第31条)を改正し、弁護人が立ち会った取調べの調書を閲覧することができることを明文化し、2008.09.23からその実施を始めた。

(100) 一橋法学 第15巻 第2号 2016年7月

拷問とあいまって、併用されているのである。ちなみに、当時の刑事審判では、 審判官は事実解明を求め、罪を追及したとき、予め被告人に対し、他の証拠を参 照しながら尋問し、供述者の答えの際の表情・動作・反応及び陳述の事情などを 勘案し、それでも嫌疑ありの心証を晴らせなかったとき、初めて、拷問を実施す ることができたという¹⁶。

いかに規範をめぐって捜査機関と被疑者が互いに争ったとしても、刑事訴訟の目的は「真実の発見」と「人権の保障」にあり、それこそが取調べ法制の問題の核心である。法律上被疑者に賦与された黙秘権の制度的意義から考えてみると、取調べを拒否した際の措置として、捜査官は、取調べ受忍義務を被疑者に認めさせて取調べを継続することはできない。被疑者は、一時的に取調べを受けることを承諾したとしても、随時、捜査機関に取調べを止めることを要求することができる。黙秘権の保障の本質は、国家権力に人格的尊厳に対して譲歩することを要求するものである。刑事手続の構造上、公権力は、私人に対して罪を供述して自己を陥れることを強制することはできない170。

2. 弁護人立会いは「痛快な弁舌」のためではない

2000年に刑事訴訟法第245条第2項が再度改正され、立法院から「捜査非公開」について見直し検討するよう提案がなされた。あわせて、弁護人立会いについて「意見陳述をすることができる」との文言が加えられることになった。立法資料によれば、改正の理由については、「被疑者、被告人の弁護人の取調べ中の立会いについて、弁護人が立会いの際に意見を表明することができるか否か、法律上の明文の規定がなかったことから、疑義が生じ、捜査実務上の参考として、刑事訴訟法第245条第2項の改正によって、弁護人立会いの際に意見陳述の機会を与え、以て被疑者、被告人の防禦権を強化し、取調べ中の表示意見と公判中の

^{16) 『}通典』巻一六八〈刑法 6・考訊〉「諸察獄之官、先備五徳、又験諸証信、事状疑似、猶 不首実者、然後拷掠。」という一文がある。劉俊文『唐代法制研究』(文津出版社(台北)、 1999) 197 頁。

¹⁷⁾ 平野龍一『刑事訴訟法』 有斐閣、1958 年、84 頁。

弁護意見の違いを明確にする」とされている18)。

人身の自由が制限された被疑者にとって、弁護人の接見や立会いは、拷問、脅迫、利益誘導等の違法な取調べを避けるだけでなく、精神的、心理的な慰めを提供し、供述録取の信用性を担保する。同時に、弁護人は、後に続く刑事手続、権利の保障、関連する法律について説明し、有利な主張について調査して、「証拠保全」の請求を行う(刑事訴訟法第219条の1以下)19)。しかし、取調べにおける閉鎖的空間においては、客観、冷静、公平な第三者は存在せず、軽率に公判における弁護の論理を導入すると、手続きの効率性に差し障るのみならず混乱を引き起こすことになり、慎重にならなければならない20)。先にあげたアメリカ連邦最高裁判所のミランダ判決の法理の運用からみると、取調べ過程に弁護人をおく目的は、熱弁を振舞うためではなく、黙秘権の保障の貫徹に資することにあるのではないだろうか。

3. 接見交通は「罪証隠滅」のためではない

2010年の改正により、刑事訴訟法第34条第2項が「弁護人と逮捕、身柄拘束された被疑者、被告人との接見、信書の発受は、制限してはならない。ただし、接見時間は1時間を超えてはならない。且つ一回を限度とする。接見時間については、同法第93条の1第1に規定する24時間に算入される事由には含まれない」と改正された。一般の刑事手続において、接見交通権、すなわち逮捕、拘束等、人身の自由が拘束されている被疑者、被告人は、外部の人との面会が保障され、文書や物品を渡し収受する権利を有する。孤立無援の状況を避け、外の世界との連絡を確保し、コミュニケーションを保障するものである²¹⁾。同時に、弁護人からすると、被疑者との信頼関係を構築し、正確に事件の内容を把握理解す

^{18) 2000.07.05、}立法院公報、89卷、39期、450頁。

¹⁹⁾ 川出敏裕「取調べの可視化」刑事訴訟法の争点、2013.12、30頁

²⁰⁾ 宮島里史「弁護人の助言により、黙秘権の行使、取調べの弁護人の立会いを求めた被告 人の姿勢に対応した捜査機関の活動は黙秘権・弁護権侵害に当たらないと判断された事 例 | 現代刑事法5号(2000.5)、94頁。

²¹⁾ 田口守一、川上拓一、田中利彥等『確認刑事訴訟法用語 250』成文堂、2009 年 12 月、37 頁。

るとともに、弁護方針を定め、弁護のための調査や証拠の収集を行うために不可 欠である。すなわち、接見交通とは、コミュニケーションであり、人身の自由を 制限された被疑者、被告人にとって防禦の「最強」の武器であり、訴訟上の弁護 機能を貫徹させ、公平な審判を維持するための「最少の手続的機制」である²²⁾。

しかし、刑事訴訟法第34条第1項は、「弁護人は、身柄拘束された被告人と接見し、信書を交わすことができる。証拠を隠滅、偽造、変造すると認めるに足りるとき、共犯者あるいは証人となる者と通謀するおそれがあるときは、この限りではない」とする。被告人の接見交通権を法律上の要件によって制限しているが、論理上明らかにこじつけであり、空洞化している。弁護人の接見において仮に証拠が隠滅されれば、捜査機関は積極的に制裁をもって追及する。また、弁護士会は、弁護士の懲戒を発動し、人民の信頼を損ねないように弁護士の職業倫理を担保する。その他、身柄を拘束し人身の自由を制限する目的として、現存する証拠の破壊(隠滅)を防ぐことが指摘されているが、身柄拘束を取調べによって供述を得るための積極的手段とすることに対しては、「人質司法」との批判がある。証拠隠滅を理由として被告人の接見交通の権利を制限するのは、身柄拘束したものの捜査機関が集めた証拠が未だ不十分なときであると説く者もあり、当事者主義の観点からも、弁護人が適時に参加することは、取調べの偏見を改め、証拠保全の品質を高めることに寄与するものであると思われる。

4. 国選弁護は「社会救済」のためではない

2013年の改正により、刑事訴訟法第31条第5項前段が「知的障害によって陳述ができない被疑者、被告人、もしくは原住民の身分を有する被疑者、被告人で、捜査段階に弁護人が選任されていないときは、検察官、司法警察官または司法警察が法によって設立された法律援助機構に、弁護のため弁護士を派遣してもらうよう通知しなければならない」と改正された。しかし、本条文は、憲法上の基本権利の保障を貫徹するための刑事手続上の制度になっておらず、特定の民族の福利救済と結びつけられて、誤ったものと認識されるべきである。同時に、警察・

²²⁾ 臼井滋夫『刑事訴訟法』信山社、1992年、89頁。

検察機関の取調べ段階での国選弁護の制度の趣旨に鑑み、依然として「捜査手続中の被疑者が弁護人を選任できることになったら、その権益は保護するに値する。被疑者が弁護人を選任したくない、あるいは選任された弁護人が職務の執行を怠った場合、捜査機関は被疑者のため公設の弁護人を指定する必要がある」とされている²³⁾。このことは、すなわち、捜査段階の国選弁護は附属的必要(強制)弁護であることを意味し、「上から下へ」の決定による職権主義の構造下での思考によるものであるといえよう。

1979年の「市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)|第14条第3 項(d)によれば、「訴追された犯罪者 | は「最低限度 | の権利を享有することが認 められ、「自ら出席して裁判を受けること」、「直接に又は自ら選任する弁護人を 诵じて、防御すること |、「弁護人がいない場合には、弁護人を持つ権利を告げら れること。司法の利益のために必要な場合には、十分な支払手段を有しないとき は自らその費用を負担することなく、弁護人を付されること | とあり、刑事訴追 された者は、「公的弁護」権を有する24)。日本国憲法も刑事被告人の弁護権を保 障しており、当事者主義構造の下で国選弁護制度が確立している。「何人も、理 由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、 抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求 があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示さ れなければならない」(日本国憲法第34条)、「刑事被告人は、いかなる場合にも、 **資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼すること** ができないときは、国でこれを附する」(日本国憲法第37条第3項)という規定 は、憲法で明文上、刑事訴追者の弁護人の選任権を宣言したものであり、全国民 が一律に「基本的権利」を享有する。それは政府による慈悲、恩恵という刑事政 策あるいは社会救済の類ではない。無罪推定の原則という普遍的価値の貫徹にお いても、憲法は、利益衡量において、国家訴追により犯罪者の人身の自由を制限 する上で、その代償として被疑者(被告人)に国選弁護の権利を与えており、ま た、それを犯罪を訴追する過程における捜査機関の義務、負担としている。

^{23) 1997.12.12、1996.05.05} 当該条文の修正説明によるもの。

²⁴⁾ 三井誠『刑事手続法(1)(新版)』有斐閣、1997、152、153頁。

IV 台湾における取調べ法制の到達点

2009年に、刑事被告人の防禦権、弁護権の保障にふれる台湾大法官の憲法解釈(大法官釈字654号解釈、以下「本号解釈」という)が出された。台湾の実務運用が憲法的刑事訴訟法を認識できるとすれば、今後の取調べ法制の変容が期待できると考えられる。

1. 弁護人選任は「憲法上の権利」であること

「人権とは、憲法という水源から湧き出る水であり、社会文明の重要な指標で ある」という言葉がある250。しかし、台湾において、憲法上、取調べ制度にお いて「デュー・プロセス」の明文規定はない。歴史的にも、大法官の憲法解釈の 法理は、雪の上の鳥の足跡のごとくとどめおかれた。たとえば、検察機関による 盗聴を違憲とした釈字 631 号の解釈において、「監察人による通信の監察を受け たとき、一般に基本権がすでに侵害されており、刑事訴訟法上賦与された各種防 禦権の行使ができない (例えば、黙秘権、弁護人の依頼、不利益陳述の禁止等)| として、被告人の黙秘権、弁護権保障の言説から、憲法で保障された基本的権利 の論理を明らかにする。本号の解釈は、「憲法第16条に規定された訴訟権は、人 民の公平な裁判を受ける権利を保障しており、法定の適正手続の要求により、刑 事被告人は十分な防禦を行う権利を有する。その中には、弁護人の選任・依頼権 や公平な裁判を受ける保障が含まれる とする。大法官が、初めて、弁護人の選 任・依頼権を確認し、被告人の十分な防禦権を確保したものであり、裁判の公平 の維持、司法の公的な信頼を鍵として、憲法第16条の訴訟権の保障を貫徹した ものである。被告人の弁護制度は、ついに基本的人権の構造の上に独立した地位 を確立させたのである。そして、また、大法官により、基本的権利の保障は憲法 上要求されたものであるとされ、取調べ法制のうちの「弁護」に関する条文を、 「下から上への」人民の要求によって政府統治機関に履行、貫徹させることにな った。

²⁵⁾ 松尾浩也『刑事訴訟法(上)』弘文堂、1999年、13頁。

2. 弁護防禦は「被告人の権利」であること

「本号解釈」の解釈理由が強調するのは、「刑事被告人の弁護人の援助を受ける 権利は、有効な保護を確実にし、防禦権の機能を発揮させるものである」という 貞である。すなわち、刑事訴訟手続上、弁護権の保障は、被告人が単に弁護人を 選任、依頼する「形式的な意義」にとどまらず、警察・検察の捜査機関による訴 追過程において、訴訟の防禦における十分な準備を確保させるべく、法律専門家 による「実質的に有用な | 援助を受ける権利である26)。これにより、弁護権は、 当事者である「被告人」の憲法上の基本的権利であり、弁護人の関与は、刑事手 続上職業として保障されるわけではない。2013年1月23日に公布された刑訴法 改正によって、刑事訴訟法第95条第2項「弁護人のない被告人が弁護人の選任 を表明するとき、取調べを直ちに止めなければならない。但し、被告人の同意を 得て取調べを続けるときはこの限りでない | が付け加えられた。刑事訴訟法第 158条の2から、すでに弁護人を選任した者の弁護人が未だ取調べに到着してな いとき、そこで得られた自白は証拠にならないことから、本号解釈の論理は、実 質的な内容を有するものである。すなわち、当事者が依頼した弁護人がいまだに 到着せず、警察・検察等の捜査機関が取調べを実施した場合は、憲法で保障され ている弁護人選任権の侵害にあたり、刑事訴訟法158条の2により証拠能力は認 められないことになるだろう。

3. 接見交通権の秘密性

「本号解釈」は、さらに「刑事被告人と弁護人は干渉されずに、自由にコミュニケーションを行うことができ、弁護人は被告人の防禦権の行使を援助するうえで重要な意義を有しており、それは憲法で保障されるべきものである」とする。これにより、「身柄を拘束された被告人が弁護人と接見する際に、監視はするが聴取はしない、とするだけでは、憲法が保障する訴訟権の趣旨に合致しないといえないであろう」。換言すれば、憲法が保障する訴訟権からすると、弁護士の安全などを確認するため監視はされるが、聴取はされないことが、秘密接見にとっ

²⁶⁾ 三井誠『刑事手続法(1)(新版)』有斐閣、1997、148頁。

ては重要であると解されている。蓋し、被疑者、被告人にとって、人身の自由が制限された孤立無援の状況を解決するため、外の世界との連絡を確保し、コミュニケーションし、弁護人との接見で信書をやりとりする等の接見交通権は、重要不可欠である²⁷⁾。被疑者、被告人が弁護人から訴訟について助言をもらい、弁護方針の指導、援助を受け、取調べ活動を監督し、自らにとって有利な証拠等を収集する等を行うためには、他の人が立ち会わない中での「秘密接見」が前提となる。これにより、弁護人との「秘密」接見は、被疑者、被告人の弁護権保障の本質、核心といえる²⁸⁾。仮に弁護人との接見に秘密性が保持されなければ、弁護人との接見交通権の侵害となる。将来、台湾の捜査機関は、「弁護人との接見」のための特別な場所空間を準備し、秘密交通権に関する憲法の趣旨を貫徹しなければならない。

4. 弁護の制限と「令状主義」

「本号解釈」は、「拘束された被告人と弁護人が自由にコミュニケーションする権利を制限する法律については、裁判所の決定により、司法による救済がなされるべきで、それに関する手続き及び制度設計において、制限する必要性、方式、期間、緊急措置等、本号解釈の趣旨によって具体的に規範化されるべきである」とする。台湾の刑事司法をふりかえってみると、たとえば、大法官釈字 392 号解釈では、「憲法第8条の目的は、人身の自由の保障にある。本条にしたがって、裁判官によって構成される裁判所が身柄拘束をするか否かを決定することにより、その目的が達成され得る」とする。また、大法官釈字 631 号解釈では、「通信傍受の許可について、原則として客観的・独立的に職権を行使できる裁判官により審査することがなく、犯罪捜査を司る検察官・司法警察にその請求・審査を行使させることとすると、これは合理的で正当な手続き規範を遵守するとはいい難い」。憲法解釈の経緯を顧みると、台湾における「令状主義」の適用範囲、いわゆる「司法審査」の射程範囲は、「人身の自由」(1995年)、「所持品、財産等」

²⁷⁾ 林鈺雄『刑事訴訟法(上)』元照、2004年9月、204頁。黄朝義『刑事訴訟法』一品、2006年9月、81頁。

(2001年)、「通信の秘密」(2007年)と次第に浸透し、拡充されている。

V おわりに

歴史的沿革からみると、これまでの台湾の取調べ法制の改革は、憲法の基本的 権利を考慮した上での規範性、体系性という点においていまだ十分ではない。こ れまで述べてきたとおり、黙秘権保障の規範設計については学説及び司法実務に おいて議論がなされているが、「弁護人立会い」と「黙秘権の保障」との関係に ついては未だ答えが出されていない。2003年の刑事訴訟法改正により刑事訴訟 法第158条の2が加えられた。黙秘権、弁護人選任権の「告知」は重要であるが、 取調べ実務の運用においては、いまだ権利告知と黙秘権と弁護制度の関係、告知 の規範的な意義については認識されていない。前述したアメリカ連邦最高裁判所 の判決中で引用されたものから見ると、「取調べは取調官のオフィスか、少なく とも彼自身が選択した部屋で行われるべきである。取調べの対象者はすべての心 理的優位を取り去られなければならない。自宅の中では、対象者は自信を持ち、 憤慨し、頑なでいることができる。自宅の壁の内側では、彼は自己の諸権利をよ り敏感に認識するし、自分の無分別や犯罪行為を話すことをためらい易い。さら に、彼の家族や友人が付近にいるときには、彼らの存在が心理的な援助を提供す ることになる。捜査官のオフィスにおいては、これらの利点のすべてを捜査官自 身が手中にすることができるのである。その雰囲気が法の力が抗い難いものであ ることを暗示する」という29、とある。台湾における取調べにおける弁護人の 立会い、接見交通と黙秘権の保障を、それぞれ個別に検討してきたが、弁護人立 会いの制限及び接見交通の例外規定については、「黙秘権 | 保障の観点から、再 度検討する必要がある。取調べ法制の規範は「論理一貫 |、「前後呼応 | であるべ きだという日本の学者の主張には耳を傾けるべきで、例えば被疑者と弁護人が用 いている「取調べ受忍義務否定論」は、取調べ法制の規範の変革にとどまらず、 法律解釈を適用する上で新しい権利を生じさせるものであると解される30)。

²⁹⁾ Miranda v. Arizona. 384 U.S. 436 (1966).

(108) 一橋法学 第15巻 第2号 2016年7月

(本文の日本語化は海上保安大学校海上警察学講座河村有教准教授・一橋大学 法学研究科本庄武教授に負うところが大きい。この場を借りて感謝の意を表させ ていただきます。)

³⁰⁾ 後藤昭「取調べ受忍義務否定論の展開」同『捜査法の論理』岩波書店、2001.03、170頁。